

申請に対する処分

処分名	進学，修学のための奨学資金の償還猶予（教育奨学生）
根拠法令	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例第10条，同施行規則第14条
所管課	教育委員会総務課

1 審査基準

申請を行うことができる者

教育奨学生であった者

申請の方法

奨学資金返還猶予願（奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則第14条に規定）に理由を証明する書類を添えて提出する。

ア 添付書類

(ア) 大学及び大学院への進学の場合 在学証明書

(イ) 病気の場合 医師の診断書

許認可等の要件

次の要件に該当した場合

ア 大学及び大学院に進学したとき（在学期間中）。

イ その他の場合（1年以内とし継続する場合は1年延長できる。）

(ア) 疾病のため返還が困難なとき。

(イ) 失職して収入のみちが一時たたれたとき。

(ウ) その他やむを得ない理由で返還が困難なとき。

2 標準処理時間

3日